○九州女子短期大学研究活動不正防止委員会要項

平成27年学園内規第3号

施 行:平成27年7月21日

最終改正:令和3年4月1日

(設置)

第1条 九州女子短期大学(以下「本学」という。)に、九州女子短期大学研究活動上の不正行為等防止規程(平成27年学園規程第25号)第10条及び九州女子大学評議会規則(平成6年学園規則第3号)第10条の規定により、研究活動不正防止委員会(以下「不正防止委員会」という。)を置く。

(不正防止委員会の任務)

- **第2条** 不正防止委員会は、研究者等による不正行為等を防止するため、次の各号に 掲げる事項の推進を図ることを任務とする。
 - (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画並びに実施に関する事項
 - (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
 - (3) 研究者等の不正行為等の予備調査に関する事項
 - (4) その他研究活動上の不正防止に関する事項

(組織)

- 第3条 不正防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副学長
 - (2) 短期大学部長
 - (3) 教務部長
 - (4) 教務副部長
 - (5) 学長が推薦する教育職員
- 2 前項に定める者のほか、学長が必要と認めた者を委員に加えることができる。
- 3 第1項第5号及び前項に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び議長)
- **第4条** 不正防止委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する者をもって 充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集する。
- 3 不正防止委員会に議長を置き、委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長及び議長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した委員がその職務を

代行する。

(予備調査の実施)

- **第5条** 研究活動における不正行為等の告発があった場合又は最高管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、不正防止委員会は速やかに予備調査を実施する。
- 2 不正防止委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予 備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うこ とができる。
- 3 不正防止委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等 を保全する措置をとることができる。
- 4 不正防止委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算 して30日以内に、告発事案について本調査を実施するか否かを最高管理責任者に報 告する。
- 5 最高管理責任者は、前項の結果を告発者及び被告発者に通知する。
- 6 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研 究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。 (秘密保持義務)
- 第6条 不正防止委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 (利益相反関係の排除)
- **第7条** 不正防止委員会の委員は、自らが被通報者及び被告発者等となる事案の処理 に関与することができない。

(不正防止委員会の事務)

- 第8条 不正防止委員会の事務は、教務課において処理する。
- 第9条 この要項に定めるもののほか、不正防止委員会の予備調査に係る手続き及び 運営に関し必要な事項は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイド ライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」に準じて執り行うものとする。

附 則

(細則)

この要項は、平成27年7月21日から施行する。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

九州女子短期大学研究活動不正防止委員会要項

附則

この要項は、令和2年4月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。